

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	岩崎電気株式会社			コード	6924
提出日	2020/6/5	異動（予定）日	2020/6/25		
独立役員届出書の提出理由	当社は社外取締役2名・社外監査役1名を独立役員として届け出ているが、6月25日開催の定時株主総会をもって社外取締役 大屋健二氏および社外取締役 田内常夫氏が重任するため、あらためて独立役員の届け出を行うものです。				
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	大屋 健二	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
2	田内 常夫	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
3	渡邊 正三	社外監査役	○							△							訂正・変更	有
4	鈴木 直人	社外監査役								△							訂正・変更	
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	同氏は株式会社デンソーの役員を務めた経験があり、4年前まで同社のグループ会社であったアスモ株式会社の顧問を務めておりました。2020年3月期における株式会社デンソーおよびアスモ株式会社と当社の間の取引については株式会社デンソーに対して年間262万円の売上高実績がありました。仕入高の実績はありません。アスモ株式会社に対しては売上高・仕入高ともに実績はありません。両社とも当社の独立性基準において、主要な取引先には該当しません。	当社は同氏を製造業の経営者・業務執行者としての経験と幅広い知識をもって当社の経営およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献できる人物と考え、2年前より社外取締役として選任しております。当社は同氏が企業経営の経験者としての社会的地位から責任のある行動が期待でき、かつ、当社が定める独立性基準の要件を全て満たしていることから、一般の株主と利益相反が生じる恐れのない高い独立性を有する者と判断し、独立役員に指定しております。
2	同氏は本田技研工業株式会社の役員を務めた経験があり、4年前まで同社のグループ会社であった株式会社ケーヒンの代表取締役社長を務めておりました。2020年3月期における本田技研工業株式会社および株式会社ケーヒンと当社の間の取引については本田技研工業株式会社に対して年間460万円の売上高実績がありました。仕入高実績はありません。株式会社ケーヒンに対しては売上高・仕入高ともに実績はありません。両社とも当社の独立性基準において、主要な取引先には該当しません。	当社は同氏を企業経営や経営戦略などに関する経験と豊富な見識を有する人物と考え、また、当社の株主価値向上に資する助言を期待し、昨年より社外取締役として選任しております。当社は同氏が経営経験者としての社会的地位から責任のある行動が期待でき、また、当社が定める独立性基準の要件を全て満たしており、一般の株主と利益相反が生じる恐れのない高い独立性を有する者と判断し、独立役員に指定しております。
3	同氏は当社の主要な取引先の一つである株式会社三井住友銀行の業務執行者を務め、12年前、同行の執行役員を退任しております。当社は株式会社三井住友銀行から2020年3月末現在で計13億1千万の借入残高があります。	当社は同氏を経営者・業務執行者としての経験と幅広い知識をもって当社の監査に反映させることができる人物と考え、3年前に社外監査役に選任しました。同氏は株式会社三井住友銀行出身ですが、2008年に同行を離れ、現在では実質的に同行の意向を反映できる者と同視できず、このことが同氏の独立性を阻害するものではありません。また、企業経営経験者としての社会的地位から責任のある行動が期待でき、かつ、当社が定める独立性基準の要件を全て満たしており、当社は同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有する者と判断し、独立役員に指定しています。
4	同氏は当社の主要な取引先の一つである株式会社みずほ銀行の業務執行者を務め、8年前、同行の執行役員を退任しております。当社は株式会社みずほ銀行から2020年3月末現在で計15億6千万円の借入残高があります。また、同氏は2014年6月から日本ハードス株式会社の取締役副社長を務めております。2020年3月期における同社と当社との間の取引については売上高・仕入高ともに実績はありません。	
5		

4. 補足説明

<社外役員の独立性に関する基準>
当社は、社外役員の独立性を確保するため、以下の基準を定めています。

1. 当社および当社グループ会社の業務執行者（取締役、執行役員その他の使用人）または監査役でなく、かつ、過去にもあったことがないこと。
2. 当社の大株主（議決権所有割合10%以上の株主）の重要な業務執行者（取締役、執行役員その他の重要な使用人）または監査役でないこと。
3. 当社が大株主（議決権所有割合10%以上の株主）である会社の重要な業務執行者でないこと。
4. 当社の主要な取引先（直近事業年度を含めた過去3事業年度のいずれかにおいて、当社との販売取引の対価の支払額または受取額が、連結総売上高の2%超）の重要な業務執行者でないこと。
5. 直近事業年度を含めた過去3事業年度のいずれかにおいて、当社および当社グループ会社の主要な借入先である金融機関の取締役、監査役または執行役員その他の使用人でないこと。
6. 当社から多額の報酬または寄付（直近事業年度を含めた過去3事業年度のいずれかにおいて、個人は1千万円以上、法人・団体は連結総売上高の2%超）を受領する法律専門家、会計・税務専門家、各種コンサルティング専門家または研究・教育専門家でないこと。
7. 当社および当社グループ会社または当社の主要な取引先または当社から多額の寄付を受領する団体の業務執行者の親族関係（3親等以内または同居親族）でないこと。
8. 上記の他、独立性に疑義があり、一般株主と利益相反のおそれがあると合理的に判断されないこと。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。